

三重労働局発表
平成19年9月28日

担 当	三重労働局雇用均等室 室長 中島 則子 室長補佐 室谷 留美 電話 059-226-2318 FAX 059-228-2785
--------	---

<平成19年度「均等・両立推進企業表彰」について>

ー「均等推進企業部門」三重労働局長優良賞は(株)第三銀行に決定!ー

【均等・両立推進企業表彰の実施】

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を対象に、平成11年度より実施してきた「均等推進企業表彰」と「ファミリーフレンドリー企業表彰」を統合し「均等・両立推進企業表彰」を平成19年度から実施している。これを受け、三重労働局では、今年度次のとおり決定した。

均等推進企業部門 三重労働局長優良賞 (株)第三銀行

なお、表彰状等の授与は、10月5日(金)に開催される「ポジティブ・アクション実践セミナー」(詳細は下記)の席上にて行なう。

【ポジティブ・アクション実践セミナー】

日時 平成19年10月5日(金) 13時30分~16時00分
場所 三重県総合文化センター「レセプションルーム」

《第一部》(主催:三重労働局)

- ・ 均等・両立推進企業表彰(均等推進企業部門)

《第二部》(主催:(財)21世紀職業財団三重事務所・三重県 後援:三重労働局)

- ・ 講演「意欲と能力ある女性が活躍できる職場づくりのために」
(株)セブン&アイ・ホールディングス 常務執行役員
社会・文化開発部 シニアオフィサー
- ・ 事例発表 「我が社におけるポジティブ・アクション取組みについて」
平成19年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業
- ・ 説明「ポジティブ・アクションの取組方法について」
(財)21世紀職業財団三重事務所

- 添付資料1. 平成19年度「均等・両立推進企業表彰」「均等推進企業部門」三重労働局長優良賞
2. 「均等・両立推進企業表彰の概要」
3. 「ポジティブ・アクション実践セミナー」案内(略)

平成19年度均等推進企業部門三重働局長優良賞

企業名	株式会社 第三銀行	業種	金融業
所在地	〒 515-8530 三重県松阪市京町510番地		
電話番号・FAX	(0598) 23 - 1111 (代) ・ (0598) 25 -0404		
代表者職・氏名	取締役頭取 谷川憲三		
労働者数(正社員)	1,492 名 (うち女性 481名) (19年3月末現在)		
表彰理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頭取指揮の下、女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組(ポジティブ・アクション)を実施。 ・ 中期的な経営計画、短期的な運営方針の中に組み入れ、プロジェクトチームを立ち上げ、平成18年度から21年度までの具体的な取組み計画を策定し、推進している。 ・ 取組みに当たっては、社内の現状を分析し、①採用拡大、②職域拡大、③管理職登用、④職場環境・風土の改善の全項目にわたり推進している。 特に、女性が少ない分野である総合職の増加、渉外担当への配置、管理職への登用について数値目標を掲げ、目標達成のために次のとおり工夫を凝らし取り組んでいる。 <p>《採用拡大》 社内で活躍している女性を積極的にHPや会社案内・就職情報会社のHPでも紹介、採用権限のある者に女性を含め選考の中立性を確保、女性社員が主導で会社説明会を実施し、新たな視点で女子学生の応募が得られるように工夫している。</p> <p>《職域拡大》 各種研修制度の拡充を図るとともに、特に新規に渉外業務に従事する前は手厚く研修を実施し、フォローアップも行なう仕組みとしている。カブの乗車が困難な女性にはスクーターや電動自転車を貸与するなどきめ細かく取り組んでいる。</p> <p>《管理職登用》 女性候補者をリストアップし、管理職育成研修の受講対象にしている。また、一定資格以上の昇進には総合職であることが必要のため、積極的にコース転換を図ると同時に社内公募制度にも応募させる等取り組んでいる。</p> <p>《その他》 広報誌やLAN等で社内に随時取り組み状況を広報し、ポジティブ・アクションの浸透を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の結果、女性総合職割合、渉外担当が増加した。 		

均等・両立推進企業表彰の概要

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰しています。

【均等推進部門】

- ・ 女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組(ポジティブ・アクション)を企業の方針として示し、かつ積極的にこれに取り組んでいる。
- ・ ポジティブ・アクションの取組として、「採用拡大」「職域拡大」「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」について取り組んでいる。
- ・ ポジティブ・アクションとしての「女性のみを対象」または「女性優遇」とした取組が女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合(雇用管理区分ごとに見て女性労働者の割合が4割を下回っている状況)にかぎられている。

【表彰の種類】

- ・ 厚生労働大臣優良賞・都道府県労働局長優良賞・都道府県労働局長奨励賞

※「仕事と育児・介護との両立支援の取組」について推進している企業については、「ファミリー・フレンドリー企業部門」の表彰があり、また、両部門とも特に模範とも言うべき取組を推進しその成果が顕著である企業については、厚生労働大臣最優良賞が贈られます。